

学習会「ひょうご消費者ネットの活動報告と将来」の開催報告

6月14日（土）13時30分から、神戸クリスタルタワー6階セミナー室において、学習会「ひょうご消費者ネットの活動報告と将来」が開催されました。当法人理事長の山崎省吾弁護士が、消費者被害救済に取り組む姿勢や思い、そして、適格消費者団体ひょうご消費者ネットの将来について、お話されました。以下、その内容を簡単ですが、ご報告します。

① 「我々の戦いは、泣き寝入りとの戦いである。」

豊田商事事件を例にして、「泣き寝入りとの戦い」の意図が説明されました。豊田商事事件は、豊田商事による金を用いた組織的詐欺事件です。被害者の多くは、強引な勧誘によって契約させられた高齢者で、多くの高齢者が老後の蓄えを失いました。

山崎弁護士は、この豊田商事事件に弁護団の事務局長として関与されており、当時、姫路地方だけで約1600名に被害者がいることは、その調べで判明していたと言います。被害者を救済するため、弁護団が結成されたこと、相談してほしいことを新聞やラジオ等、あらゆる手段で広報を行いましたが、実際に弁護団に依頼されたのは、わずか、400名でした。これは、姫路地方における被害者全体の25%です。残りの75%の被害者は、「泣き寝入り」してしまったのです。

被害者に、被害回復が図れる機会があったとしても、被害者自身が望まなければ、諦めてしまったのなら、結果、悪徳業者にその利益は残ってしまい、被害者自身も、救われません。ですから、山崎弁護士は、被害者の「泣き寝入り」を防止することが大切だと訴えたのです。

② 「賢い消費者にならなくてもいい。強い消費者になろう。」

山崎弁護士は、「騙しのプロには、勝てない。」と言いました。人を騙そうとする者に対しては、注意をしても、騙されてしまうことはあるのです。大切なことは、騙されたと気付いた時に、身近な人や専門家に、騙されたと相談することができることです。山崎弁護士は、これを「強い消費者」になるということだと説明されました。

③ 「ひょうご消費者ネットは、存続しなければならない」

被害者の「泣き寝入り」を防ぎ、「強い消費者となる」ために、私たち、適格消費者団体が存在します。山崎弁護士は、適格消費者団体は、いずれ、経済的に自立し、全国各地の適格消費者団体が、今よりもっと強い団体になるだろうと言います。そのためには、何より、「ひょうご消費者ネットは、存続しなければならない」のです。

以上のような内容を、山崎弁護士は、随所に笑いを散りばめながら、お話されました。今後のひょうご消費者ネットの活動がますます楽しみになるような学習会となりました。

（2014年6月14日 吉江直記）